

平成21年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁消費者安全課

評価実施時期：平成22年8月

政策分野：消費者政策

施策	消費者の安全確保のための施策の推進
基本目標	消費者安全法（生命・身体分野に関するものに限る）、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正化を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。また、関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データバンク」を関係機関内で運用開始し、事故情報解析の情報基盤を構築する。
評価方式	実績評価方式

1 施策の概要

(1) 施策の背景・必要性

近年、ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故やエレベーター事故など消費者の安全に係わる問題が発生する中で、情報の収集・共有の不十分さや対応の遅れ等が指摘されてきた。これに対し、事故情報の一元化の必要性が強く認識されたことは、消費者庁発足のきっかけの一つである。このため、事故情報の一元化を中心とした消費者の安全確保のための施策を推進する。

(2) 施策の概要

事故情報の消費者庁への一元化としては、①「重大事故等」を知った関係行政機関等に対して、消費者庁へ通知を義務付ける消費者安全法が施行されたほか、②消費生活用製品安全法の重大製品事故情報報告・公表制度が移管された。消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。

また、事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備されたものであり、国民の方々はインターネットから事故情報を自由に閲覧・検索することができる。

(3) 施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 21 年度
1. 消費者事故情報対応の安全評価・監視関連 ・ 電話照会対応員配置 ・ 事故情報分析タスクフォース開催 ・ 消費者事故情報公表の法的論点の整理	30.3
2. 危害情報ダイヤルの運営	12.2
3. 消費者安全法等及び告示・運用基準等に係る都道府県との公聴会・連絡会議	69.6

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p>4.(2) 消費者庁は、消費生活センターからの情報、国民生活センターの PIO-NET や事故情報データベースを通じた情報、さらには関係機関（保健所、警察、消防、病院等を含む）からの情報などを一元的に集約・分析する。また、関係機関等の商品テスト機能を活用し、原因究明を行う。</p> <p>同時に、消費者庁は事故情報に関する事業者からの報告を受け、調査の上、迅速、的確にそれを公表する。</p> <p>4.(2)⑥ 既存制度のすき間を埋めるために、制度の改正や新たな制度の創設が必要な場合は、消費者庁において必要な措置を検討し速やかに方針を決定する。</p>

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	目標値	21 年度	達成度
・ 消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表頻度	毎週 1 回	毎週 1 回(毎週水曜日)	C: 達成に向けて進展があった

・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度	毎週 2 回	毎週 2 回（毎週火曜・金曜日）	C: 達成に向けて進展があった
・消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表の迅速性	特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内	一週間以内に実施	C: 達成に向けて進展があった
・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性	特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内	一週間以内に実施	C: 達成に向けて進展があった
・「事故情報データベース」の運用開始	12月より運用開始	12月より関係機関内での運用開始 国民向け運用を4月に開始	C: 達成に向けて進展があった
・「事故情報データベース」の参画関係機関数	10 機関以上	9 機関	C: 達成に向けて進展があった
・家庭用品品質表示法の厳正な執行 【参考指標】 執行件数 ・平成 20 年度：指示 5 件 ・平成 19 年度：指示 5 件 ・平成 18 年度：指示 4 件 ・平成 17 年度：指示 0 件	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。	ー 執行件数 ・平成 21 年度：指示 7 件	C: 達成に向けて進展があった

（２）目標の達成状況の分析

消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づく通知・報告について、迅速に適切に事故情報を公表することにより、消費者の安全確保のための施策を推進できた。ただし、事故情報の報告・公表制度の拡充等、国民からの期待に照らし取り組むべき課題も多い。事故情報データベースの運用を開始できた。国民から事故情報に簡単にアクセスできるようになり、事故情報の一元化にとって大きな成果であるが、年度内に国民向け運用を

開始できなかったことには留意が必要。参画機関数は、運用開始前であり運用実績のない状況では理解を得にくかった。今後、現状の運用状況を踏まえ、引き続き増やしていくように努めていく。

(3) 総合的な評価

平成 21 年 9 月の消費者庁発足以降、消費者安全課では、消費者安全法、消費生活用製品安全法に基づく重大事故の収集及び公表を定期的かつ迅速に行ってきた。ただし、事故情報の報告・公表制度の拡充等、国民からの期待に照らし取り組むべき課題も多い。

事故情報データベースは、9 機関の協力を得て運用を開始した。家庭用品品質表示法違反については、不適正な表示とそれによる一般消費者の不利益を考慮し対処した。消費者の安全確保のための施策を推進した。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

引き続き消費者安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法の執行業務を適切に行なう。さらに行政機関及び事業者等からの通知・報告等が適切に行なわれるように、制度の周知徹底を図る。特に消費者安全法は、制度後間もないことから、通知元である地方自治体等に対して説明を行なう必要がある。

また、消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行なう。

消費者安全法に基づいて通知された消費者事故等について、多くは原因究明等が行われていないため、今後、体制を整備して、これら未着手の事故について原因究明し、再発防止策に取り組まなければならない。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行なう。	見直し・改善の方向性	消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度等による事故情報収集状況の検証・海外制度調査等を実施 事故情報データベースに参画するよう働きかけを続ける。
	予算要求	現行予算を継続

4 有識者の意見等

- 「消費者事故情報公表の法的論点に関する研究会」（座長：宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授）で議論をしてとりまとめた「消費者事故情報公表の法的論点の整理」（平成 21 年 9 月 28 日）より抜粋

「消費者被害の発生・拡大の防止を図るための情報公表以外にも、行政の透明性確保の観点から、消費者庁が集約した情報を積極的に公表することが望ましい（消費者安全法第 4 条第 3 項参照）。そのための具体的な取組としては、消費者庁に通知された事故情報の概要を定期的に公表したり、事故情報データベースに寄せられるヒヤリハット情報等の事故情報をアクセスの容易な環境に置くことなどが考えられる。そうした取組は、消費者と事業者との間の情報格差を緩和し、消費者事故の早期発見・早期対応につながっていくものであり、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」（消費者安全法第 1 条）を旨として、その推進・拡充が図られるべきである。」

（参考）達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
・消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表頻度 毎週 1 回	消費者事故情報を定期的に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。
・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度 毎週 2 回	消費者事故情報を迅速に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。
・消費者安全法に基づく情報（生命・身体分野に関するものに限る）の公表の迅速性 特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内	過去の実績を踏まえて目標値を設定した
・消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性 特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内	過去の実績を踏まえて目標値を設定した
・「事故情報データベース」の運用開始 12 月より運用開始	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。
・「事故情報データベース」の参画関係機関数 10 機関以上	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。

<p>・家庭用品品質表示法の厳正な執行 家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。</p>	<p>家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処することは消費者の権利擁護のために重要であるため、目標として設定した。</p>
----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------